

埼玉県の学校部活動の在り方に関する方針

令和6年3月改定

埼玉県教育委員会

目 次

埼玉県の学校部活動の在り方に関する方針の改定の趣旨等

1 適切な運営のための体制整備	··· 3
(1) 学校部活動に関する方針の策定	··· 3
(2) 指導・運営に係る体制の構築	··· 3
2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進	··· 5
(1) 適切な指導の実施	··· 5
(2) 部活動用指導手引等の普及・活用	··· 6
3 適切な休養日等の設定	··· 7
4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備	··· 8
5 学校部活動の地域連携	··· 9
6 学校単位で参加する大会・コンクール等の見直し	··· 10

終わりに

埼玉県の学校部活動の在り方に関するガイドラインの改定の趣旨等

- 学校部活動（以下「部活動」という。）は、スポーツ、文化芸術活動に興味・関心のある同好の生徒が自主的・自発的に参加し、各部の責任者（以下「部顧問」という。）の指導の下、学校教育の一環として行われ、教員の献身的な支えにより本県のスポーツ、文化芸術及び科学等の振興の一端を担ってきた。
- また、生徒がスポーツ・文化芸術等に親しむだけでなく、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教員等との好ましい人間関係の構築を図るとともに、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、学校という環境における生徒の自主的で多様な学びの場として、教育的意義を有してきた。
- 一方、今後少子化の中でも、将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するためには、学校と地域との連携・協働により、部活動の在り方に関し改革に取り組み、持続可能な活動環境を整備する必要がある。
- これまで県教育委員会（以下「県」という。）では、平成30年にスポーツ庁及び文化庁が示した「部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を踏まえ、「埼玉県の部活動の在り方に関する方針」（平成30年7月）（以下「方針」という。）を策定し、適切な部活動の実施に取り組んできた。
- そのような中、国は、中学校の休日の部活動を段階的に地域クラブ活動に移行する考え方を示し、令和4年12月「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」（以下「国のガイドライン」という。）を策定した。
- 今後、中学校の休日の部活動を地域クラブ活動に移行していくに当たっては、部活動についても、参加が任意であることを前提とし、多様なニーズを踏まえ適切に実施することが一層重要となる。
- そこで、県では国のガイドラインの「I 学校部活動」に基づき、方針を「埼玉県の学校部活動の在り方に関する方針」（以下「県の方針」という。）に改定する。
- 県の方針においても、義務教育である中学校（義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程、特別支援学校中等部を含む。以下同じ。）段階の部活動を主な対象とし、生徒にとって望ましいスポーツ、文化芸術活動の環境を構築するという観点に立ち、部活動が、学習指導要領の趣旨を踏まえ、地域、学校、競技種目等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指す。
- 県の方針の基本的な考え方は、学校の種類や学校の設置者の違いに関わらず該当

するものであることから、高等学校（中等教育学校後期課程及び特別支援学校高等部を含む。以下同じ。）段階の部活動についても、県の方針を原則として適用し、着実に改革に取り組む。その際、高等学校段階では、各学校において、中学校教育の基礎の上に多様な教育が行われている点に留意する。

- 県は、県の方針に基づく部活動の取組状況について、定期的にフォローアップを行う。

1 適切な運営のための体制整備

(1) 学校部活動の方針の策定

- ア 市町村教育委員会は、国のガイドラインに則り、県の方針を参考に、「設置する学校に係る学校部活動の方針」を策定する。
- イ 校長は、市町村立学校においては市町村教育委員会の「設置する学校に係る学校部活動の方針」に則り、県立学校にあっては県の方針に則り、毎年度、「学校部活動に係る活動方針」を策定する。
- ウ 部顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会・コンクール等の日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績等（活動日時・場所、休養日及び大会・コンクール等の参加日程等）を作成し、校長に提出する。
- エ 校長は、上記イ、ウの年間の活動方針並びに毎月の活動計画及び活動実績等を学校のホームページ等への掲載により公表する。
- オ 県教育委員会及び市町村教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、上記イ、ウに関し、各学校において「学校部活動に係る活動方針」や年間の活動計画並びに毎月の活動計画及び活動実績等の作成等が効率的に行えるよう、簡素で活用しやすい様式の作成等を行う。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

- ア 校長は、教員だけでなく、部活動指導員や外部指導者等の適切な指導者を確保し、生徒や教員の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教員の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう、適正な数の運動部活動及び文化部活動を設置する。
- イ 教育委員会は、各学校の生徒や教員の数、部活動指導員の配置状況や校務分担の実態等を踏まえ、部活動指導員等を積極的に任用し、学校に配置する。また、教員ではなく部活動指導員が顧問となり、指導や大会等の引率を担うことのできる体制を構築する。
- ウ 教育委員会は、部活動指導員等の任用・配置に当たっては、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、部活動の位置付け、教育的意義、部顧問との連携、生徒の発達の段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生時の対応を適切に行うこと。また、体罰（暴力）やハラスメント（生徒の人格を傷つける言動）は、いかなる場合も許されないこと、服務等（校長の監督を受けることや生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等）を遵守すること等に関する研修を行う。
- エ 校長は、教員を部顧問に決定する際は、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑

み、教員の他の校務分掌や本人の抱える事情、部活動指導員等の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。

オ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績等の確認により、各部の活動内容を把握し、生徒が安全に活動を行い、教員の負担が過度とならないよう持続可能な運営体制が整えられているか等について、適宜、指導・是正を行う。

カ 教育委員会は、部顧問、部活動指導員、外部指導者等を対象とする指導に係る知識、実技及び技術の質の向上並びに学校の管理職を対象とする部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るための研修等の取組を行う。

キ 教育委員会及び校長は、教員の部活動への関与について、法令や「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講すべき措置に関する指針（令和2年文部科学省告示第1号）」に基づき、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進

(1) 適切な指導の実施

ア 校長、部顧問、部活動指導員及び外部指導者等は、部活動の実施に当たっては、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防や文化部活動中の障害・外傷の予防、バランスのとれた学校生活への配慮等を含む。）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）を徹底し、体罰・ハラスメントを根絶する。

特に、運動部活動においては、文部科学省が平成25年5月に策定した「運動部活動での指導のガイドライン」を参考し指導を行う。教育委員会は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行う。

部活動の指導において、部顧問、部活動指導員及び外部指導者等による以下

(例) のような発言や行為は体罰等として許されないものである。上級生、下級生等の生徒間でも同様に許されないものであり、暴力行為やいじめ等の発生を防止することが必要である。

(例)

(ア) 殴る、蹴る等。

(イ) 社会通念、医・科学に基づいた健康管理、安全確保の点から認め難い又は限度を超えたような肉体的、精神的負荷を課す。

・長時間の正座・直立等特定の姿勢の保持や反復行為をさせる。

・熱中症の発症が予見され得る状況下で、給水、休憩等の配慮をすることなく活動をさせる。

・武道等において、相手の生徒が受け身をできないように投げたり、まいったと意思表示しているにも関わらず攻撃を続けたりする。

・防具で守られていない身体の特定の部位を打突することを繰り返す。

(ウ) パワーハラスメントと判断される言葉や態度による脅し、威圧・威嚇的発言や行為、嫌がらせ等を行う。

(エ) セクシャルハラスメントと判断される行為や発言を行う。

・指導に当たり必要性や適切さを超えて身体接触を行う。

・身体や容姿に関わることや人格否定的（人格等を侮辱したり否定したりするような）発言を行う。

(オ) 特定の生徒に対して独善的に執拗かつ過度に肉体的、精神的負荷を与える。

イ 運動部活動の部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者等は、スポーツ医・科

学の見地からトレーニング効果を得るために休養を適切に取ることが必要であること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解し、競技種目や各分野の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養等を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

ウ 文化部活動の部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者等は、生徒のバランスのとれた健全な成長の確保の観点から休養等を適切にとることが必要であること、また、過度な練習が生徒の心身に負担を与え、部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解し、各分野の特性等を踏まえた効率的・効果的な練習・活動の積極的な導入等により、休養等を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

エ 部顧問、部活動指導員及び外部指導者等は、生徒のスポーツ・文化芸術等の能力向上や、生涯を通じてスポーツ・文化芸術等に親しむ基礎を培うとともに、生徒がバーンアウトすることなく、それぞれの目標を達成できるよう、生徒とのコミュニケーションを十分に図った上で指導を行う。その際、専門的知見を有する保健体育担当の教員や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

オ 成長期にある生徒が運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、生徒の休養等を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

(2) 部活動用指導手引等の普及・活用

部顧問、部活動指導員及び外部指導者等は、教育委員会が作成する指導手引や「運動部活動指導資料」、各スポーツ競技の国内統括団体又は部活動に関わる各分野の関係団体等が作成する指導手引等を活用して、2 (1) に基づく指導を行う。

3 適切な休養日等の設定

- (1) 部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下を基準とする。
- ア 学期中は、週当たり 2 日以上の休養日を設ける。(平日は少なくとも 1 日、土曜日及び日曜日(以下「週末」という。)は少なくとも 1 日以上を休養日とする。週末に大会・コンクール等への参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。)
- イ 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、一定程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。
- ウ 1 日の活動時間は、長くとも平日では 2 時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む。)は 3 時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。
- (2) 市町村教育委員会は、1 (1) に掲げる「設置する学校に係る学校部活動の方針」の策定に当たっては、上記(1)の基準を踏まえ、休養日及び活動時間等を設定し、明記する。
- (3) 教育委員会は、下記(4)に関し、適宜、支援及び指導・是正を行う。
- (4) 校長は、市町村立学校においては、市町村教育委員会が策定した「設置する学校に係る学校部活動の方針」に則り、休養日及び活動時間等を設定し、公表する。また、県立学校においては、1 (1) に掲げる「学校部活動に係る活動方針」の策定に当たって、上記(1)の基準を踏まえる。さらに、各部の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行うなど、その運用を徹底する。
- (5) 休養日及び活動時間等の設定については、地域や学校の実態を踏まえた工夫として、定期試験前後の一定期間等、各部共通、学校全体、市町村共通の部活動休養日(「ノーブル活デー」)を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めることも考えられる。
- (6) 校長は、朝練習等の活動を実施した際には、放課後の活動を行わないなど、練習計画や活動時間を調整する。なお、中学校においては、原則朝練習は行わないこととする。

4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備

ア 校長は、学校の指導体制等において、技能等の向上や大会等で好成績を収めることを目指す活動のみならず、性別や障害の有無を問わず、気軽に友達と楽しめる、適度な頻度で行えるなど多様なニーズに応じた活動を行うことができる環境を整備する。

(例　運動部活動)

- (ア)複数のスポーツや季節ごとに異なるスポーツを行う活動
- (イ)競技志向でなく、レクリエーション志向で行う活動
- (ウ)体力つくりを目的とした活動
- (エ)生徒が楽しく体を動かす習慣の形成に向けた動機付けとなる活動

(例　文化部活動)

- (ア)体験教室などの活動
- (イ)レクリエーション的な活動
- (ウ)障害の有無や年齢等に関わらず一緒に活動することができるアート的活動
- (エ)生涯を通じて文化芸術を愛好する環境を促進する活動

イ 教育委員会及び校長は、少子化に伴い、単一の学校では特定の分野の学校部活動を設けることができない場合や、部活動指導員や外部指導者等が配置できず、指導を望む教員もいない場合には、生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会が損なわれることがないよう、当面、複数校の生徒が拠点校の部活動に参加するなど、合同部活動等の取組を推進する。

ウ 校長は、運動、歌や楽器、絵を描くことなどが苦手な生徒や障害のある生徒が参加しやすいよう、スポーツ・文化芸術等に親しむことを重視し、一人一人の違いに応じた課題設定や挑戦することを大切にすることや、過度な負担とならないよう活動時間を短くする等の工夫や配慮をする。

エ 教育委員会は部活動方針により、部活動は生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであることを示し、校長は生徒の意思に反して強制的に加入させがないようにするとともに、その活動日数や活動時間を見直し、生徒が希望すれば、特定の種目・部門だけでなく、スポーツ・文化芸術や科学分野の活動や地域での活動も含めて、様々な活動を経験できるよう配慮する。

5 学校部活動の地域連携

- ア 教育委員会及び校長は、部活動における地域連携の観点から、学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ・文化芸術団体等との連携や民間事業者の活用等により、保護者の理解と協力を得て、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ・文化芸術の環境整備を進める。
- その際、各地域において、行政、学校、スポーツ・文化芸術団体等の関係者が現状や課題を共有し、今後のスポーツ・文化芸術環境の在り方等を協議する場を設けることも考えられる。
- イ 教育委員会及び校長は、地域の実情に応じ、学校種を越え、高等学校、大学及び特別支援学校等との合同練習を実施するなどにより連携を深め、生徒同士の切磋琢磨や多様な交流の機会を設ける。
- ウ 教育委員会及び校長は、地域で実施されている分野と同じ分野の部活動については、休日の練習を共同で実施するなど段階的に地域連携・地域移行を進める。休日に限らず、平日においても、できるところから地域のスポーツ・文化芸術団体等と連携して活動する機会を増やす。
- エ 教育委員会及び校長は、部活動だけでなく、地域で実施されている既存のスポーツ・文化芸術活動の内容等も生徒や保護者に周知するなど、生徒が興味関心に応じて自分にふさわしい活動を選べるようにする。

6 学校単位で参加する大会・コンクール等の見直し

- (1) 教育委員会は、運動部活動や文化部活動が参加する大会・コンクール等の全体像を把握し、週末等に開催される様々な大会・コンクール等に参加することが、生徒や部顧問の過度な負担とならないよう、大会・コンクール等の統廃合等を主催者に要請するとともに、各学校の運動部や文化部が参加する大会・コンクール等の数の上限の目安等を定める。
- (2) 県が定める上記（1）の目安等は、主に、教員特殊業務手当の支給対象となる対外運動競技等一覧に掲げる大会・コンクール等で、参加することが生徒や部顧問の過度な負担とならない範囲内とする。
- (3) 校長は、市町村立学校にあっては上記（1）の目安等を、県立学校にあっては上記（2）を踏まえ、生徒の教育上の意義や、生徒や部顧問の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会・コンクール等を精査する。

終わりに

- 部活動は、学校教育の一環として、長年にわたり多くの生徒や保護者、教育関係者が深く関わってきたものであり、その在り方については、社会的に大きな関心事となっている。
- 部活動を巡っては、これまで勝利至上主義を背景とした、行き過ぎた指導や体罰などの不適切な指導、教員の過度な負担など、様々な課題が指摘されてきた。
- また、今後も進む少子化により、地域によっては、学校における現在のような部活動を維持することが困難となる危機に直面している。
- 県のガイドラインは、生徒の視点に立った、部活動改革に向けた具体的な取組について示すものであるが、将来に向け、生徒のスポーツ・文化芸術活動の場と機会を確保する視点で、部活動の地域との連携や地域クラブ活動（スポーツ・文化芸術活動）への段階的な移行を視野に入れ、生徒のニーズを踏まえた適切な部活動の実施に取り組む必要がある。
- したがって、教育委員会、学校は、県の方針を踏まえつつ、地域の実情に合わせて様々な手法の中から選択したり、複数の手法を組み合わせるなどの創意工夫を凝らしたりして、生徒や保護者等の理解を得つつ、段階的な取組を進めることが望まれる。